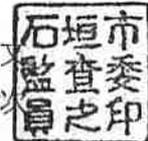




石 監 第 34 号  
平成 29 年 8 月 17 日

石垣市長 中 山 義 隆 様

石垣市監査委員 大 濱 博  
同 我喜屋 隆



平成 28 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査を行った結果、監査委員の合議により、別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成 28 年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

平成 29 年 8 月 9 日から平成 29 年 8 月 17 日まで

### 3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

※ 意見書に記載された数値は千円以下を四捨五入したものである。

### 4 審査意見

#### (1) 個別意見

##### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円・%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	682,898
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計（普通会計）	465
	石垣市都市計画土地区画整理事業特別会計	12,401
合 計		695,764

当年度の一般会計等における実質収支額は、6 億 9,576 万 4,000 円の黒字となっている。

実質黒字額を前年度と比較すると、一般会計においては主に市税及び地方交付税の歳入増により 1 億 1,516 万 9,000 円、一般会計等に属する特別会計においては 36 万 4,000 円それぞれ増加したことにより、合計では 1 億 1,553 万 3,000 円の増加となった。

(単位：千円・%)

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成 28 年度	△695,764	13,725,732	△5.06	12.88	20.00
平成 27 年度	△580,231	13,281,840	△4.36	12.92	20.00
増 減	115,533	443,892	0.70	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準値を下回っている。

## ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、上記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされています。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支・剰余金額
一 般 会 計	682,898
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計（普通会計）	465
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	12,401
小 計	695,764
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	57,203
介護保険事業特別会計	151,667
後期高齢者医療特別会計	1,396
小 計	210,266
法適用企業	
水道事業特別会計	1,477,386
小 計	1,477,386
法非適用企業	
港湾事業特別会計	139,808
公共下水道事業特別会計	20,347
農業集落排水事業特別会計	5,806
小 計	165,961
合 計	2,549,377

すべての会計において黒字であり、実質収支及び剰余金の合計額は、25億4,937万7,000円となる。

当年度の実質収支及び剰余金合計額は、前年度と比べ5億9,911万3,000円増加している。これは主に一般会計1億1,516万9,000円、水道事業特別会計1億8,327万円それぞれ増加したことに加え、国民健康保険事業特別会計において単年度収支が黒字となり、2億2,994万6,000円増加したことによる。

(単位：千円・%)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	連結実質赤字比率 (A/B)×100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成28年度	△2,549,377	13,725,732	△18.57	17.88	30.00
平成27年度	△1,950,264	13,281,840	△14.68	17.92	30.00
増 減	599,113	443,892	3.89	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支及び剰余金の合計額は増加しており黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準値を下回っている。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した3か年度平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

(単位：千円・%)

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
公債費に係る一般財源 (元利償還金－特定財源)	2,071,159	2,128,931	2,164,664
公営企業に要する経費の財源 とする地方債の償還の財源に 充てたと認められる繰入金	268,714	211,916	269,592
公債費に準ずる債務負担行為 に係るもの	0	30,900	30,900
一時借入金の利子	29	4	5
計 (A)	2,339,902	2,371,751	2,465,161

災害復旧等の基準財政需要額 (B)	1,209,232	1,206,808	1,175,565
基準財政需要額に算入された 公債費及び準元利償還金の額 (C)	329,242	365,483	395,091

標準税収入＋普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	13,725,732	13,281,840	13,067,564
--------------------------------------	------------	------------	------------

比率 (単年度) $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$	6.5	6.8	7.8
--	-----	-----	-----

実質公債費比率 (3か年度平均)	平成 28 年度 (H28～H26)	平成 27 年度 (H27～H25)	増減
	7.0	7.7	△0.7

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率は6.5%で、前年度より0.3ポイント向上しており、3か年度の平均を示す実質公債費比率は7.0%で、前年度より0.7ポイント向上している。これは主に普通交付税額及び標準税収入額の増に加え、過年度起債の償還終了による一般財源負担が軽減されたことなどによる。

当年度の実質公債費比率については、早期健全化基準を18.0ポイント、財政再生基準を28.0ポイント下回っている。

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

（単位：千円・％）

区 分		平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
将来負担額（A）		26,105,431	26,337,699	△232,268
地方債の現在高	(a)	21,745,148	21,458,824	286,324
債務負担行為に基づく支出 予定額	(b)	2,331	13,960	△11,629
公営企業債等繰入見込額	(c)	3,392,068	3,846,867	△454,799
退職手当負担見込額	(d)	902,158	1,009,197	△107,039
設立法人の負債額等負担見 込額	(e)	63,726	8,851	54,875

充当可能財源（B）		22,365,353	21,105,286	1,260,067
充当可能基金	(f)	5,495,058	4,834,113	660,945
充当可能特定歳入	(g)	311,533	368,310	△56,777
基準財政需要額算入見込額	(h)	16,558,762	15,902,863	655,899

標準財政規模（C）	13,725,732	13,281,840	443,892
-----------	------------	------------	---------

算入公債費等の額（D）	1,538,474	1,572,291	△33,817
-------------	-----------	-----------	---------

将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$	30.6	44.6	△14.0
-------------------------------------	------	------	-------

早期健全化基準	350.0
---------	-------

※ 算入公債費等の額（D）は、前ページ（B）と（C）の合計である。

当年度の将来負担比率は 30.6％で、前年度に比べ将来負担額及び算入公債費等の額が減少し、充当可能財源及び標準財政規模の額が増加したことにより 14.0 ポイント低下した。主な要因として、公営企業債等繰入見込額及び退職手当負担見込額が減少したことに加え、充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額が増加したことが挙げられる。早期健全化基準を 319.4 ポイントと大幅に下回っている。

#### （2）総合意見

実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないことから、算出された数値もマイナス値を示し、前年度に比べ 0.7 ポイント減少、早期健全化基準に対しては 17.94 ポイント下回っている。

連結実質赤字比率についても実質赤字比率と同様に、すべての会計において実質赤字額が生じていないためマイナス値を示し、前年度に比べ 3.89 ポイント減少、早期健全化基準に対しては 36.45

ポイント下回っている。

また、実質公債費比率及び将来負担比率についても毎年度着実に好転しており、良好な水準を維持していると認められる。

しかしながら、地方債の現在高は、前年度に比べ 2 億 8,632 万 4,000 円増加し、前年度も前々年度に比べ 5 億 1,621 万 9,000 円増加している。今後も新庁舎建設やその他整備事業等に伴う需要が見込まれていることから、将来の財政負担を考慮のうえ、引き続き財政の健全化に努めていただきたい。

平成 28 年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

平成 29 年 8 月 9 日から平成 29 年 8 月 17 日まで

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 監査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとされている。

(単位：千円・%)

会計名	区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
水道事業会計	資金剰余金	1,477,386	1,294,116	183,270
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	1,331,874	1,300,498	31,376
	資金不足比率	—	—	—
港湾事業特別会計	資金剰余金	139,808	100,321	39,487
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	324,586	304,870	19,716
	資金不足比率	—	—	—
公共下水事業特別会計	資金剰余金	20,347	41,924	△21,577
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	109,177	99,941	9,236
	資金不足比率	—	—	—
農業集落排水事業特別会計	資金剰余金	5,806	8,720	△2,914
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	19,477	16,565	2,912
	資金不足比率	—	—	—

経営健全化基準

20.00

※ 資金不足が生じていないため、資金不足額及び資金不足比率は、「—」で表記している。

いずれの会計においても実質黒字を示しており、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算出されないことから、石垣市における公営企業の経営状態は良好であると認められる。